

MG アクション・チャレンジ奨励金 タイプ A (経済支援) 【募集要項】

本奨励金は、経済困窮などの事情で、課外活動に専念出来ない/行うことが困難である本学学生を対象に、広く課外活動の機会提供を行うこと【タイプ A(経済支援)】を目的とした給付金です。

以下の要領で本奨励金の募集を行いますので、希望する学生は期間内に是非お申込みください。

11月 4日 (金)

願書配布・受付期間【タイプ A】：2022 年 10 月 7 日 (金) ～ 10 月 21 日 (金)

■対象者

・以下の要件を全て満たしていること。

□休学/停学/留学中などの者は対象外。

□原則、最短修業年限内(休学期間除く)であること。

タイプ A
(経済支援)

①明治学院大学に在学する学部生のうち、継続して取り組みを行っているスポーツ・学術・文化系(ボランティア/国際交流等も含む)の活動において、主体的に課外活動に取り組み、優れた活動計画を有し、学内外で本学の教育理念「Do for Others(他者への貢献)」に基づいた活躍が期待できる者

※所属する団体については、本学の公認・未公認の別は問わない。

※本奨励金は個人を対象とし、団体での出願は不可。

②経済的援助が必要であると認められ、かつ修学上支障のない健康状態を有する者

③「高等教育の修学支援新制度」(日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免)を現在受給している者または、上記制度に関する出願を本奨励金の募集締め切り日までに行っており、現時点で採用が未確定である者

※採用が未確定である者について、不採用となった際は、本奨励金の採用者となった場合でも給付を取り消す場合があります。事前にご了承の上、出願してください。

④ 2 年次生以上(編入学した 3 年次生は除く)については、在学年次の標準取得単位数(※)を取得していること、1 年次生については、秋学期終了時点で標準取得単位数以上の取得が確約できること

※卒業単位数を 4 分割し、少数点を切り上げた数値×学年数

■提出書類

<全員提出>

- ①【様式 1】願書 ※A4 サイズ・両面で印刷してください。
- ②【様式 2-a】活動計画書 ※データ入力推奨、A4 サイズ・両面で印刷してください。
- ③【様式 4】誓約書
- ④ 最新の履修登録確認表 ※ご自身でポートヘボン(教務 WEB)より印刷してください。
- ⑤ 最新の成績通知書 ※ご自身でポートヘボン(教務 WEB)より印刷してください。

<要件に該当する者のみ提出>

- ⑥ 特殊事情に関する証明書(該当者のみ、詳細は「【様式 1】願書」を参照すること)
- ⑦「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)※」の結果表示画面を印刷したもの
(高等教育の修学支援新制度に関する出願を行っており、現時点で採用が未確定である者のみ提出)
※給付奨学金シミュレーションについては[こちら](#)または二次元コードよりご確認ください。



■申請書類の交付方法

願書およびその他の所定用紙は、以下の学生部 Web サイトまたは二次元コードよりダウンロードの上、各自で印刷してください。

○ダウンロード先：[「所定様式のダウンロード\(MG アクション・チャレンジ奨励金\)」](#)



■申請書類の提出方法

申請書類は、下記の学生課宛に提出してください。(持ち込みまたは郵送)

※持ち込み提出の場合は、所属校舎学生課窓口の開室時間内にご提出ください。

対象となる学生	所属校舎	提出先
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際学部生(全学年)	横浜学生課 (横浜校舎)	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1518 明治学院大学 横浜学生課 課外担当
文・経済・社会・法・心理学部の3年次生以上	学生課 (白金校舎)	〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院大学 学生課 課外担当

■スケジュール

- ・提出期限 2022年10月7日(金) ~ 2022年10月21日(金) **11月4日(金) ※必着** ※消印有効
- ・審査方法 提出書類に基づいて書類審査を行い、書類審査を通過した学生のみ面接実施の上、判定を行います。
- ・採用者発表 2022年12月上旬(予定)
- ・給付日 2022年12月中旬~下旬(予定)

■給付額：金額未定(年1回支給/選考結果により、金額決定)

※本奨励金の予算範囲内で調整の上、支給を行います。

■採用数：未定

■採用後の義務について

本奨励金の採用となった場合、受給者については以下の義務が生じます。

- 1) 出願時に申告した活動について、原則取りやめることなく当該年度必ず履行すること
- 2) 奨励金採用後に学生部より課される年度末報告書の提出
- 3) その他、大学より求められた成果発表などの諸対応を行うこと
※活動取り組みについて、大学広報の取材等の対応をお願いすることがあります。

■奨励金の支給取り消しについて

本奨励金受給者が以下のいずれかに該当する場合は、給付を取り消す場合があります。

取消となった場合は奨励金の返還が必要となりますのでご注意ください。

- 1) 学籍を失ったとき
- 2) 停学、休学したとき
- 3) 奨励金の出願にあたり、虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき
- 4) 学則に違反し、懲戒を受けたとき
- 5) 受給者が、正当な理由なく受給者の義務を果たさなかったとき
- 6) その他、受給者として不適格な行為が発覚したとき

その他、ご質問等については、下記へご連絡ください。

【1-2年生・国際学部生】 横浜学生課 (045-863-2030)

【3年生以上(国際学部生以外)】 学生課 (03-5421-5155)

2022年10月7日 明治学院大学 公認4者執行部
学生部